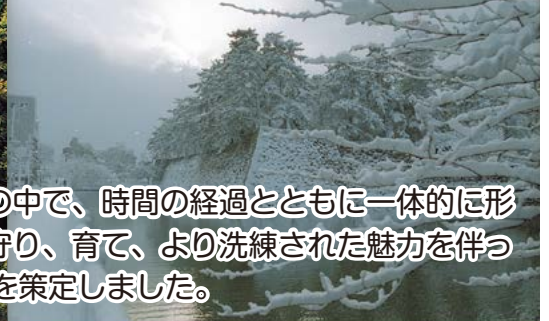


7月1日運用開始 津市景観計画

問い合わせ 都市政策課 ☎229-3290 FAX229-3336



景観は、地域の暮らしに根ざした営みや自然の移り変わりの中で、時間の経過とともに一体的に形成されるものです。市民の共通の資産である良好な景観を、守り、育て、より洗練された魅力を伴って次世代に継承していくため、昨年12月20日に津市景観計画を策定しました。

津市景観計画とは

津市景観計画では市全域を景観計画区域と定め、特性に応じて「山地・田園・市街地」の3つの景観ゾーンに区分しています。さらに市街地景観ゾーンは、5つのエリアに区分し、それぞれ独自の基準を定めることで、特性を生かしたまとま

りのある景観づくりを行います。

また、市内の特徴ある10地区を景観形成地区に指定し、それぞれに地区独自の基準を定め、地区内の景観との調和や魅力向上に向けて、各地区の特性に配慮した景観づくりに取り組みます。

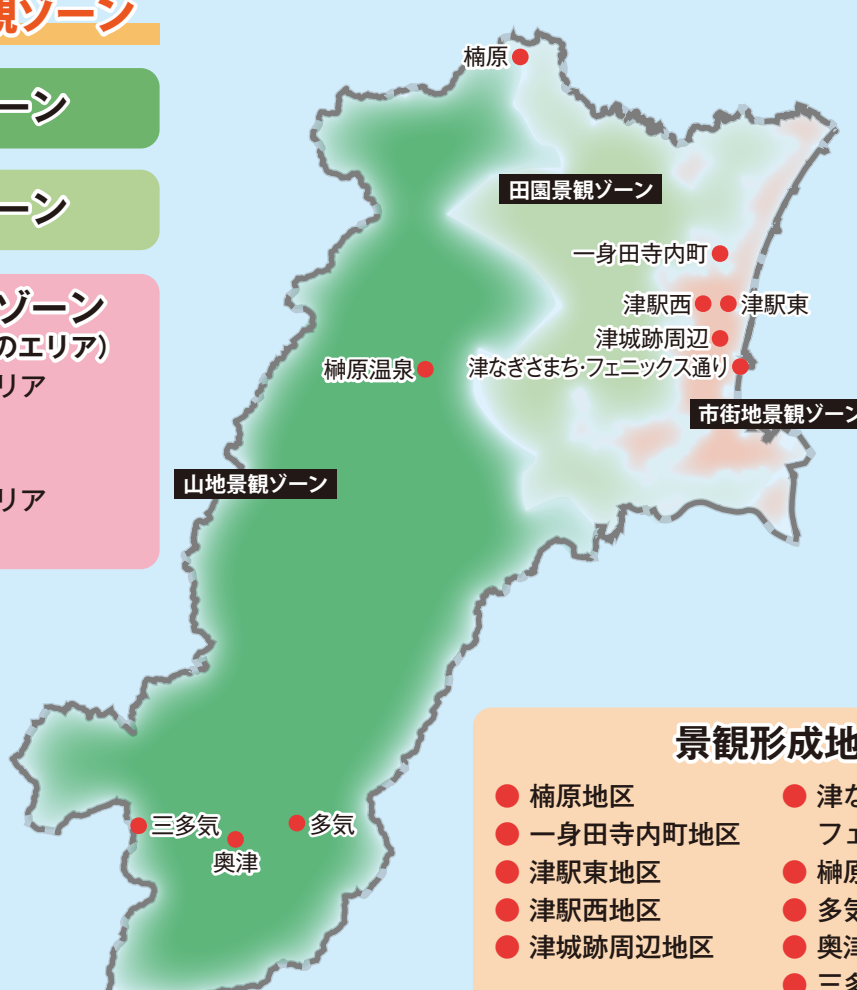
3つの景観ゾーン

山地景観ゾーン

田園景観ゾーン

市街地景観ゾーン (5つのエリア)

- 商業業務地エリア
- 住宅地エリア
- 工業地エリア
- 一般市街地エリア
- 海岸エリア



景観形成地区

- 楠原地区
- 一身田寺内町地区
- 津駅東地区
- 津駅西地区
- 津城跡周辺地区
- 津なぎさまち・フェニックス通り地区
- 榊原温泉地区
- 多気地区
- 奥津地区
- 三多気地区